

令和4年度改正	現 行	備 考
<p data-bbox="338 600 1121 684">共 通 仕 様 書</p> <p data-bbox="546 722 914 779">(建設関連業務)</p> <p data-bbox="596 804 863 861">[測量業務]</p> <p data-bbox="477 1545 973 1602"><u>令和4</u>年10月以降</p> <p data-bbox="519 1688 931 1759">宮城県土木部</p>	<p data-bbox="1620 600 2404 684">共 通 仕 様 書</p> <p data-bbox="1828 722 2196 779">(建設関連業務)</p> <p data-bbox="1878 804 2145 861">[測量業務]</p> <p data-bbox="1771 1545 2267 1602">令和3年10月以降</p> <p data-bbox="1801 1688 2214 1759">宮城県土木部</p>	

令和4年度改正	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第110条 担当技術者 2. 測量業務における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。</p> <p>第118条 成果物の提出 4. 受注者は、測量成果電子納品要領（国土交通省・平成30年3月）（以下「要領」という。）に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。 「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ、決定するものとする。 なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン【測量編】（国土交通省・令和3年3月）」に基づくものとする。</p> <p>第120条 検査 3. 検査職員は、監督職員及び主任技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 測量業務成果物の検査 (2) 測量業務管理状況の検査 測量業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。 なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品運用ガイドライン【測量編】（国土交通省・令和3年3月）」に基づくものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第110条 担当技術者 2. 測量作業における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。</p> <p>第118条 成果物の提出 4. 受注者は、測量成果電子納品要領（国土交通省・平成30年3月）（以下「要領」という。）に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。 「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ、決定するものとする。 なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン【測量編】（国土交通省・平成30年3月）」に基づくものとする。</p> <p>第120条 検査 3. 検査職員は、監督職員及び主任技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 測量業務成果物の検査 (2) 測量業務管理状況の検査 測量業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。 なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品運用ガイドライン【測量編】（国土交通省・平成30年3月）」に基づくものとする。</p>	